

長野市のふるさと納税の返礼品についての説明

令和7年10月以降のふるさと納税返礼品に係る総務省への申請に向け、返礼品提供事業者に対して行った地場産品基準の照会の結果、返礼品に関する総務省への申請内容と実態が異なっていた事案が判明しました。詳細は以下のとおりです。

1 返礼品提供事業者に対する地場産品基準の照会

実施期間：令和7年5月22日～令和7年7月16日（事業者回答期限：6月20日）

対 象：長野市に返礼品を登録している198事業者

2 実態と異なっていた事案

品目数 32品目

事業者数 9事業者

※原因等の詳細は別紙のとおり

3 各事案への対応

(1) 実態が判明後、速やかに、当該返礼品による寄附の募集を停止している。

(2) 既に受け付けた寄附に係る対応については、現在検討中である。

4 再発防止策

(1) 地場産品基準の確認

全返礼品提供事業者に対して、令和7年10月からの返礼品の総務省への申請に向け、返礼品の地場産品基準の適用類型の確認に必要となる情報の照会を実施した結果、判明したものであり、今回の照会で全返礼品の地場産品基準の確認を終了している。

返礼品提供事業者から、産地・製造地や原材料、製造工程に関する変更の申出があった場合には、改めて地場産品基準の確認を行う。

(2) 事務処理の徹底

地場産品基準の確認を丁寧に行うよう徹底するとともに、必ず複数の目でのチェックを行う。また、返礼品提供事業者には、産地・製造地や原材料、製造工程に変更が生じる場合は、必ず事前に報告するよう令和7年5月に通知しており、周知徹底を図っていく。

(3) 返礼品提供事業者に対する制度説明

全返礼品提供事業者に対して、地場産品基準を含めた制度全体の説明会を6月2日に実施したが、引き続き返礼品提供事業者に対して制度の周知徹底を図っていく。

(4) 返礼品構成の見直し

現在取り扱っている返礼品全体を見直し、長野市の特産品として戦略的に打ち出していく視点から、返礼品の構成や適正な登録数について検討していく。

長野市企画政策部企画課

（課長）羽田 稔 （担当）清水 清志

TEL：026-224-5010

FAX：026-224-5103

E-mail：kikaku@city.nagano.lg.jp